

## [学位論文審査報告]

申請者氏名 渡 邊 宏 美

申請学位 博士(会計学)

論文題目 評価差額の認識に関する研究

2019年1月27日

## 審査委員

主査(氏名) 坂本 雅士 印

副査(氏名) 山田 康裕 印

副査(氏名) 倉田 幸路 印

(立教大学名誉教授)

## 1. 論文の内容の要旨

## (1) 論文の構成

序章 研究の目的と分析の枠組み

第1部 評価差額の認識規準に関する歴史と背景

第1章 評価差額の認識に関する文献整理(1):  
会計規制の変遷(～2000年まで)補論1. 意思決定有用性の意義:米国の公表  
物の概観第2章 評価差額の認識に関する文献整理(2):  
収益認識プロジェクト

第3章 「実現」の起源と背景

第4章 「継続性」の起源と背景

補論2. COI法理の形成と展開:判断規準と  
しての問題第5章 評価差額の認識をめぐる論点整理と考  
察第2部 個別会計基準における評価差額の認識規  
準とその根拠

第6章 棚卸資産に生じる評価差額の認識

補論3. 現物配当を契機とした利益認識

補論4. 役務提供による利益認識:ロイヤル  
ティを手掛かりとして第7章 固定資産に生じる評価差額の認識 固  
定資産の交換と事業分離

第8章 有価証券に生じる評価差額の認識

終章 総括と展望

参考文献

## (2) 論文の内容要旨

序章 研究の目的と分析の枠組み

序章では、研究の目的と背景、分析の枠組みが提示されている。本論文は、市場価格の変動によって生じる評価差額の会計上の認識を対象として、現行制度の特徴と問題点を明らかにするものである。より正確には、「評価差額をいつ認識し、また認識された評価差額をいつ「純利益」に含めるべきか」を明確にすることを目的とする。

そのためのアプローチとして、まず、米国における20世紀初頭から現代までの文献を手掛かりに、通時的な分析が行われている(第1部)。次いで、日米の現行制度を対象に、その特徴と問題点について検討されている(第2部)。

第1章 評価差額の認識に関する文献整理(1):  
会計規制の変遷(～2000年まで)

第1章では、評価差額の認識及び「実現」に関する米国の文献を渉猟することにより、4つの時代区分のもと、会計規制の変遷が明らかにされている。

会計規制の揺籃期(1913～1940年)

1920年代にはまだ会計規制がなく、会計上「実現」という言葉が公式に用いられるようになったのは1932年のことである。それまで、利益は2時点の評価額の比較によって算定されており、そこには価値の増減分を利益とする考え方が存在していた。1934年に証券取引委員会 (SEC) が設立され、再評価の実務がみられなくなっていくが、この時期においても、インフレーションを前提に未実現利益を「資本」とすべきという見解が存在していた。

#### 「実現」規準の最盛期 (1940~1960年)

1940年頃から「実現」が収益の認識に関する2要件 (販売と対価の受領) として定義され、実現規準が確立すると共に未実現利益の計上が禁止された。その後、アメリカ会計学会 (AAA) が公表した1957年改訂版は、実現を「確実にかつ客観的になったという変化」と定義し、その意義が大きく変化した。これによって、「実現」の意義が市場の能力等に依存することとなり、資産増加を「認識」する道を開いたものと解される。また、1957年改訂版では、企業の純利益 (enterprise net income) と株主にとっての純利益 (net income to shareholders) という2つの income が示されていたことも留意すべきである。

#### 操業利益と保有利益の区分期 (1960~1980年)

1960年代に入ると、操業利益と保有利益との区別が重視されるようになり、1964年にAAAが公表した「実現概念」でも、操業利益、実現保有利益、未実現保有利益が区別され、どのように報告すべきかが議論されている。このように利益を区分する考え方が登場したこと、及び意思決定有用性という目的が重視されていくことが1960年代の特徴といえるだろう。

1970年のAICPAの公表物では、交換と稼働の2条件が満たされたときに収益が実現し、認識されることが示された。この後、インフレを背景として個別価格変動及び一般物価変動を開示することが要求されたが、インフレの収束に伴い、任意適用化されている。

#### 包括利益の台頭期 (1980~2000年)

1980年代に入ると、財務会計基準審議会 (FASB) によって財務会計概念書が公表され、第5号において、認識には稼働又は実現・実現可能性が考慮されるべきであるとされた。これにより、市場価格の変動も認識され、同時に、稼働利益 (業績の測定値) と包括利益という2つの利益概念が示されることになった。また、第6号では厳密に「実現」が定義づけられるなど、同じ「実現」という言葉を用いていても、その内容は大きく移り変わっていった。

1990年代に入ると、金融商品を時価で評価することが要請され、これを機に包括利益が導入された。ただし、包括利益を認識することで、報告利益のボラティリティが大きくなるという懸念が示されていたことは留意すべきである。FASBは、1998年にデリバティブを時価で評価し、その評価差額を損益とすることを、また、1999年には (一部ではなく) すべての金融商品について時価で評価すべきであるという見解を示している。

以上の整理を通じて、各時代の見解は2つの点で共通していることが明らかにされている。まず、資産の保有中に生じた評価差額は重要であり、評価の信頼性に問題がなければ評価差額を認識すべきだという点である。また、どの時代にも評価差額の認識に否定的な見解が存在するが、その主な根拠として評価の信頼性を担保できないことがあげられている。次いで、操業による利益と保有による利得とを区別すべきだと主張されている点である。

#### 第2章 評価差額の認識に関する文献整理 (2) : 収益認識プロジェクト

第2章では、2002年から始まった収益認識プロジェクトについて検討されている。当初、プロジェクトでは、顧客との契約から生じる権利義務の差額を資産又は負債として認識し、その変動で利益を捉えるモデルが提案されていた。評価差額の認識という点からいえば、収益認識プロジェクトは、契約時点の資産・負債の時価の差額を認識することを目指しており、その上で、さらに会計期

間末に資産・負債の現在出口価格が増減すれば、その評価差額を利益として認識するものである。

しかしながら、結局のところ、市場への信頼性や実行可能性の問題から、このモデルは採用されなかった。従来同様、取引価額に基づくモデルが採用され、実際に取引が行われた貨幣額をアンカーとして、顧客が支配を獲得するまで評価差額を認識しないルールが維持された。

### 第3章 「実現」の起源と背景

第3章では、会計上重要な意味をもつ「実現」という言葉の起源とその背景が取り上げられている。検討の結果、「実現」の背景として、評価が困難な固定資産の重要性が増したこと、資本からの分離を所得 (income) が存在する前提であるとした租税判例、及び 1910年代のインフレや経済危機の存在、が指摘されている。

について、Fabricant (1936) のFTCレポート (1935) によれば、当時、企業内部の役員等による資産の恣意的な再評価がかなりの規模で行われていた。そこで、SECは行政手続きを通じて1940年代までに実質的に評価益の計上を禁止している。ここから、固定資産の恣意的な評価に対する批判と、それに対応したSECの行政手続きの2つが、「実現」の実質的な採用と関係があることが明らかである。

の租税判例では、株式分割から所得が生じるか否かに関して、「所得は、資本から分離されたものであり、資産の単なる価値の増加は所得ではない」ことが判示された。この考え方が1965年当時の会計学の主流な考え方であったとされている。その理由の1つに、法人税の支払いを前提として、資本を維持するために、(課税)所得は「処分可能」という特性をもつべきと考えられていたことがあげられる。

その他に、1910年代のインフレや、経済危機の存在も「実現」の背景として指摘されることがある。毎期にインフレ利得を含む評価差額を利益とすることに抵抗があったことに加え、また、先の租税判例に重要な影響を与えたとされる Selig-

man (1919) は、1907年恐慌について分析し、過度な資本化に対して警鐘をならしていた。

### 第4章 「継続性」の起源と背景

第4章では、「継続性」規準の背景について検討されている。ここで「継続性」とは、企業結合の文脈において投資が継続する限り、「実現」と同様に、評価差額の計上を一定時点まで繰り延べる効果を有する「継続性」を意味する。検討の結果、以下の3点を指摘することができる。

第1に、資産再評価ないし評価替えを行う口実として、合併等の企業結合が利用されていた。このような恣意的な評価を防ぐために「継続性」規準が必要とされたものと考えられる。

第2に、利益剰余金の引き継ぎを認めるべきとする Wildman & Powell (1928) の議論と税法の影響がある。前述のように、単に形式的な移転にすぎず、従前の投資や事業は継続していると判断できる場合には、利益剰余金を含め、単純に帳簿価額を合算することが提案されていた。換言すれば、実質的な変化が生じるまでは、資産等の評価替えを行うべきではなく帳簿価額を引き継ぐべきである、という考え方が見受けられる。

第3に、必要な事業再編を阻害しないという趣旨で導入された米国歳入法の非認識規定、及びそれに関連する司法上の法理をあげることができる。1918年法によって一定の組織再編成については、評価差額への課税を繰り延べることが規定された。また、その後、1930年代に租税判例上で形成された COI 法理によって、当該規定を適用するためには、継続性が必要であることが示された。

### 第5章 評価差額の認識をめぐる論点整理と考察

第5章では、ここまでの議論を踏まえ、評価差額の認識をめぐる論点が整理され、日本及び米国の認識規準について確認されている。

評価差額の認識をめぐる論点は少なくとも次の3つの問いによって整理することができる。第1に、評価差額を(財務諸表本体で)認識するか否

か、第2に、認識する場合に生じる評価差額は利益か、あるいは資本（純資産）か、第3に、評価差額を利益とする場合に、その利益は「純利益」か、あるいは「包括利益」か（「その他の包括利益」を経由するか否か）、である。

日本における評価差額の認識の根拠は、「財務報告の概念フレームワーク」における「投資のリスクからの解放」という考え方に求められる。これによると、売却や処分によって事業上の制約がなく、投資のリスクがなくなった時にはじめて純利益を計上する（それまでは利益としないか、もしくはその他の包括利益に計上する）。次いで、米国における評価差額の認識の根拠は、概念フレームワークの第5号に求められる。ここでは、実現又は実現可能、及び 稼得という2つの要件を示している。「収益及び利得」は、実現又は実現可能となった時点で認識され、さらに「収益」（のみ）は、稼得されて初めて認識される。収益と利得の違いは、稼得プロセスを伴うか否かであり、したがって、収益は、便益を受け取った時に初めて認識されるのに対し、利得は、現金等を受け取ったとき（実現）又は容易に現金等に転換されるとき（実現可能）に認識されることになる。

ひとくちに評価差額を利益とするといっても、実際の制度では、一部の評価差額のみが認識されており、その他の評価差額ははまだ認識されていないこと、また、認識された評価差額も、純利益とされる場合とその他の包括利益とされる場合が並存し、それらの線引き規準は必ずしも明確ではない。

第 部（第6章～第8章）では、個別の会計基準を取り上げ、評価差額を認識するタイミングを中心に、日米の現行基準の内容と特徴、そして概念フレームワークとの整合性、さらに、第 部での議論を踏まえた上での評価が行われている。

#### 第6章 棚卸資産に生じる評価差額の認識

日米の現行基準の内容、特徴

日米ともに、販売目的の棚卸資産については、原則として、棚卸資産の取得原価を販売の時点まで引き継ぎ、評価差額をそれまで認識しない。ただし、取得原価を正味売却価額が下回る場合には、当該正味売却価額で評価替えを行う（簿価を切り下げる）というルール（低価法）を採用している。他方、トレーディング目的の棚卸資産や貴金属等については、毎期末に時価で評価し、評価差額を損益とする。

このようなルールは、経営者に市場価格を意識した在庫管理を促すとともに、損失が将来に繰延べられることを防ぐという特徴がある。ただし、長期的視点にたった在庫管理ができなくなり、また、棚卸資産としての資産分類を変更させるインセンティブを与えることにもなる。さらに、不況時に評価損が計上されるために経済の不安定性を増すことも指摘できる。

#### 概念フレームワークとの整合性

販売目的の棚卸資産（事業投資）と、トレーディング目的の棚卸資産（金融投資）とで区分し、異なる会計処理を適用するという制度は、「投資のリスクからの解放」という考え方に整合する。また、米国でも、販売目的については稼得規準によって、また、トレーディング目的については実現可能規準によって損益を認識するという点で、棚卸資産に関する会計基準は、概念フレームワーク第5号の考え方に整合する。ただし、このような整合・不整合の判断は、解釈如何によって結論は異なるため、議論すべきことは、整合又は不整合と判断された結果、どのような問題が生じるかだといえる。

#### 第 部での議論を踏まえた上での評価

原則として、棚卸資産の「利益」が、販売時に一気に認識されるというルールは、第 部での分類に基づけば「評価差額を認識しない」という考え方にあたる。他方で、トレーディング目的の棚卸資産等について、毎期末に評価差額を利益として認識するというルールは、第 部の分類に基づけば「評価差額も income である」という考え方に基づいている。

販売目的の棚卸資産の「利益」のうち、厳密に付加価値部分と評価差額を区別し、前者は操業利益（純利益）として、後者は保有利益（純利益以外）に計上するべきであるという前提にたてば、現行制度はそれらがすべて「純利益」として認識されるという問題点を指摘できる。他方、後者のトレーディング目的の棚卸資産からは操業利益は生じず、保有利得のみが生じるため、保有利得を「純利益」とするルールにも問題がある。

## 第7章 固定資産に生じる評価差額の認識 固定資産の交換と事業分離

### 日米の現行基準の内容、特徴

日本基準では固定資産も原則として、売却又は処分時まで取得原価で評価する。また、固定資産を交換又は事業分離した場合は、投資が清算したか否かにより評価差額の認識の有無が判断される。米国基準でも、固定資産は原則として売却又は処分時まで取得原価で評価される。他の資産と交換する等の非貨幣性取引に該当する場合、原則として、引き渡した資産の公正な評価額をもって受け取った資産の取得原価とする。したがって、帳簿価額と公正な評価額の差額が生じ、これを損益として認識することになる。ただし、公正な評価額を合理的に決定できない場合や、販売促進目的の交換、及び事業上の実質を欠く場合には、帳簿価額を引き継ぐものとされる。

なお、減損が適用される場合、日本では回収可能価額まで、米国では公正価値まで帳簿価額が引き下げられる。このため、現行制度の特徴として、主観的な見積もりに依存している点、及び棚卸資産の低価法と固定資産の減損とで手続きに差異があるために、資産分類を恣意的に変更する余地があるという点を指摘することができる。

### 概念フレームワークとの整合性

固定資産に関する個別基準は、第 部で確認した日本の討議資料における「投資のリスクからの解放」という考え方に整合する。また、米国でも、概念フレームワーク第5号における「実現（可能）」・「稼得」規準に整合する。

## 第 部での議論を踏まえた上での評価

固定資産を原則として取得原価で引き継ぐという現行基準は、第 部の分類によれば、「評価差額を認識しない」という考え方にあたる。

また、操業利益と保有利得とを区別し、前者を「純利益」、後者を純利益以外とすべきという考え方に照らしても、現行制度は固定資産から生じる操業利益を「純利益」としており、評価差額を認識しないという点で整合的である。ただし、現行制度が依拠する「継続性」という考え方は、継続しているか否かを外部からどのように判断するのか、また誰にとっての投資が継続するかが明らかではない、という問題がある。

## 第8章 有価証券に生じる評価差額の認識

### 日米の現行基準の内容、特徴

日米ともにその範囲は異なるものの、一定の有価証券の保有中に生じた評価差額（下方のみでなく、上方への評価差額を含む）を、「純利益」又は「その他の包括利益」として認識する。他の資産では、低価法又は減損によって、下方への評価差額は認識される場合があるが、上方への評価差額は認識されておらず、これが他の資産と有価証券の認識が大きく異なる点である。

このような現行基準に対しては、2つの疑問が生じる。まず、なぜ一定の有価証券は、上方への評価差額の認識が行われるのかという点であり、次いで、それが「純利益」とされるケースと「その他の包括利益」とされるケースとは、何が異なり、その区別はどのようになされるのか、といった点である。

最初の問いに対して、日本基準では、金融商品がオフバランスの場合、利害関係者が実態を把握できず、また利益操作の余地を残すために、注記ではなく本体での時価評価が必要であると説明されている。したがって、時価で評価する必要性から、上方への変動も含めて評価差額が認識されることになる。2つ目の問いに対しては、認識された評価差額のうち、売却することに事業遂行上の制約がなく、評価差額が成果であると考えられる

ものは「純利益」に（金融商品会計基準70項）、また、「事業遂行上等の必要性から直ちに売買・換金を行うことには制約を伴う要素もあり、評価差額を直ちに当期の損益として処理することは適切ではない」ものは「その他の包括利益」に直接計上する（金融商品会計基準77 79項）。

米国基準においても、公正価値情報の必要性から、貸借対照表上、公正価値で評価され、上方・下方を問わずに、評価差額が認識される。ただし、1975年公表の財務会計基準書（SFAS）第12号において、すべての評価差額を利益とすることに対する反対があったこと、また、1993年公表のSFAS第115号において、金融資産を時価評価し評価差額を利益とする一方で、負債を時価評価しないと、利益の額についてボラティリティが大きくなる、という問題が指摘されたことによって、すべての評価差額を利益とすることはできなかった。

特にボラティリティの問題について、金融資産の時価評価は必要であるという前提の下、この問題に対する解決策としては、金融資産の時価評価によって生じた差額を利益として計上しないか、あるいは、金融負債も時価で評価し評価差額を利益として計上することが考えられる。後者の金融負債の時価評価は多くの問題があるため、消去法によって、前者の解決策が採用されたといえる。

以上の整理のもと、現行制度について、次の3つの問題点が指摘されている。

第1に、評価差額を利益として認識することによって、市場価格の変動によって利益が変動することになり、利益の変動幅が拡大する。特に、金融資産は時価評価し、評価差額を利益とするのに対して、金融負債は時価評価をしないルールにおいては、金融機関等の利益のボラティリティが大きくなるという問題が指摘される。さらに、法人が他社株式を所有すること（法人株主の存在）が認められる制度環境にあっては、他社株式に生じた評価益を、自社の利益に取り込み、さらにそれが別の法人株主の利益に取り込まれうるといった“複製”が生じうる。この場合には、変動幅が一層拡大する可能性がある。

第2に、事業会社自体では未だ収益として認識されていないものも、有価証券を通じて、当該有価証券を保有する会社において早期に利益が認識される“利益の先取り”という問題もある。これは、収益認識と有価証券に関する会計基準の不整合の問題でもあろう。

第3に、評価差額を含めた「利益」に基づき、配当や法人税が計算された場合に、事業継続に支障をもたらしてしまうという問題である。もちろん、会社法及び法人税法の規定や、企業の借り入れ能力に依存するものの、市場価格が大きく上昇するような局面において、「利益」が増加し、社外流出が増加した場合に、企業が事業を継続するのに支障をきたす可能性は無視できないといえる。

#### 概念フレームワークとの整合性

日本基準では、整合しているか否かという以前に、満期保有目的の債券及び（一部の）その他有価証券に適用される処理が明示されていない。つまり、事業投資とも金融投資とも判断のつかない投資について、どのタイミングで利益（成果）を計上するのかが明らかになっていないことになる。他方、米国では、2016年改訂によって従前のSFAS第115号よりも整合性が図られ、「実現可能」の解釈によっては整合的な基準になったといえる。

#### 第 部での議論を踏まえた上での評価

有価証券の個別基準では、保有目的ごとに評価差額を認識するものとししないもの、さらに認識した評価差額を「純利益」として計上するものと「その他の包括利益」として計上するものとを混在させている。これは第 部の分類によれば、評価差額も income であるという考え方で、評価差額は income ではないという考え方の双方がとられていることになる。

また、操業利益と保有利得とを区別し、前者を「純利益」、後者を純利益以外とすべきであるという考え方に照らしても、現行制度には問題がある。つまり、有価証券から生じるのはすべて保有利得であると考えられるところ、一部の有価証券からは評価差額を認識しない一方で、他の有価証券の評価差額を「純利益」又は「その他の包括利益」

としている。したがって、現行制度は、少なくとも操業利益と保有利得とを区分し、前者を純利益、後者をそれ以外として計上するという考え方を採用していないと評価できる。

## 終章 総括と展望

終章では、本論文の結論と展望として、現行制度の問題と制度設計への示唆が示されている。

まず、現行制度における問題として、次の3つが指摘されている。

第1に、評価差額（特に上方への市場価格の変動）を純利益とすることによって、利益の変動幅を拡大し、経済を不安定化しうること、及び事業に支障をきたすおそれがある。

第2に、日本の個別基準と討議資料とで一部に説明が十分でない点（特にその他の有価証券のOCI処理）がある。

第3に、個別基準間に不整合な部分があることによって、事業会社自体では未だ認識されない利益を、有価証券を通じて早期に計上しうること（利益の先取り）、及び資産区分を恣意的に変更することで損失計上のタイミングを繰り延べることが可能である。

そこで、このような問題を回避する評価差額の認識方法として、「操業活動に用いる資産」と「それ以外の資産」とに区分した上で、前者は事業（稼得プロセス等）が終了するまでは評価差額を認識せず、後者は毎期末に評価差額を認識することが提案されている。なお、前者は事業が終了したタイミングで「純利益」を計上し、後者は換金時までは「純利益」に計上しない（それまでは「その他の包括利益」に計上する）。これにより、「純利益」の変動幅を大きくすることなく、また事業に支障をきたすこともない。また「それ以外（操業活動に用いる資産以外）の資産」について一律に、換金されていない評価差額をその他の包括利益として計上することができる。さらに、利益の先取りを防ぐとともに、業績とそれ以外とを区別できるというメリットがある。

結びとして、会計基準を設定するにあたっては、

他の法制度を前提とした経済的帰結を考慮する必要があること、そして、個別基準間の整合性や、用語の定義と整合的に個別基準を設定する（少なくとも整合的に適用しない場合にはその説明を記述する）ことの必要性が指摘されている。

## 2. 論文審査の結果の要旨

### (1) 論文の特徴

本論文の特徴は、以下の3点である。

第1に、評価差額の金額的な重要性を指摘し、評価差額を利益とするか否かが利害関係者の行動を大きく変化させようという問題意識に基づき、これまでの評価差額をめぐる議論を整理している点である。日本の会計基準が米国の会計基準に大きな影響を受けているという前提のもと、米国における評価差額に関する文献を詳細に分析し、「評価差額が利益であるか」という問いの重要性を見出すと共に、現行制度の位置付けを明らかにしている。

第2に、理論的に純利益に評価差額が含まれるか、という観点にとどまらず、現行制度を詳細に確認した上で、日本及び米国の制度上、評価差額がどのように処理されているのかを、棚卸資産、固定資産及び有価証券を対象として横断的に分析している点である。特に、固定資産では評価と減損に限らず、交換や事業分離も視野にいれ、これらに適用される会計処理にも踏み込んで分析を行っている。さらに、補論としてではあるが、現物配当や役員提供というこれまで十分に分析されてこなかった論点にも果敢に取り組んでいる。

第3に、従来、「継続性」という言葉は会計学ではゴーイングコンサーンの文脈でのみ用いられることが多かったが、本論文では、「実現」と同様の規準として位置付け、どのような言葉を用いるかではなく、会計学の考え方として、「実現」ないし「継続性」の考え方の背景にあるもの——投資ないし事業サイクルの終了時点で利益を認識することが業績測定という点からも、事業を阻害しないという効率性の観点からも好ましい——を明らかに

しようと試みている。これも本論文の特徴として特筆されるべきことである。

## (2) 論文の評価

本論文において優れているのは、以下の3点である。

第1に、本論文の第 部では、評価差額の認識という新たな視点から米国の文献を理論的にまとめるとともに、FTC レポート等を参照し、当時の実務の状況とその問題を浮き彫りにした点である。特にこれまで会計学の領域では、FTC レポートや独占禁止法（他社株式の所有）を前提とした問題提起はなされておらず、本論文が、意欲的にそれに取り組んでいる点は高く評価される。

第2に、本論文の第 部で、複数の個別基準を横断的に検討し、評価差額の認識という観点から比較分析を行っている点である。従来の研究では、1つの会計基準に焦点をあてて研究がなされる傾向があったが、本論文では、個別基準の問題のみならず、各基準を俯瞰し、基準間の利益認識のタイミングの不整合という問題を示し、それを恣意的に企業が利用する可能性を示している。

第3に、本論文の結論として、現行制度とは異なる評価差額の認識方法を示し、今後の制度設計に具体的な示唆を与えている点である。資産を二区分した上で、経営者が管理可能な要因によってキャッシュフローを生じさせたか否かという観点から「業績」を定義し、純利益を計上するタイミングを規定しようと試みている。有価証券の価格の変動を「純利益」としないことによって、利益の先取り（利益認識のタイミングの早期化）を防ぐことができ、また、操業のために用いる資産については、事業の終了時まで「純利益」を認識しないことで、事業継続を阻害しない等のメリットがあることが明らかにされている。

以上、本論文はこれまでの研究にない分析や概念の提起、現行制度への提案を行う優れた内容といえるが、課題もいくつか残されている。

まず、「成果」又は「業績」とは何か、という観点から研究を発展させる余地がある。本論文では、

市場価格の変動は「成果」又は「業績」ではないため「純利益」を構成しないと主張しているが、そもそも「成果」とは何か、「業績」とは何かという議論が不十分である。また、近年ではIASBによる概念フレームワークの見直しプロジェクトで「当期純利益」とは何か問題とされており、これらの議論も取り上げればさらに研究の深化が期待できる。

次いで、業種別の会計処理についてである。本論文では1930年代の米国の会計実務の一端を、FTC レポート等の文献から描き出しているが、この作業により、電力及びガス業界では、評価差額が認識され、それが資本剰余金として処理される例が多いことが明らかになった。このことから、業種別の会計処理の実態やその金額の多寡についても検討が望まれる。

最後に、評価差額を「純利益」ではなく「その他の包括利益」に計上する項目として、日本では、その他有価証券評価差額金、米国では債券のうちの売却可能証券に生じた評価差額があげられる。これについては第8章で論じているが、その他の項目、例えば、繰延ヘッジ損益、為替換算調整勘定、退職給付に係る調整額等は取り上げられていない。特に、棚卸資産、固定資産、有価証券といった資産側に限らず、負債側の評価差額の認識及びその評価差額の性質の検討を行うことが望まれる。

以上のように、課題をいくつか残しているものの、これらはいずれも今後の研究の進展により解決すべきものと判断される。本論文の評価は前述のとおりだが、特に、一部の評価差額を「純利益」として計上するルールの問題として、“利益の先取り”と“複製”という問題を指摘した点は本論文の貢献であり、博士論文としての完成度は十分に満たされている。これらを踏まえ本論文が博士論文に値する水準の研究成果と判断する。

## 3. 最終試験の結果の要旨

(1) 学位論文、およびそれに関連する科目  
学位論文審査委員会は、2018年12月16日13時か



ら、論文の最終面接を行うとともに、申請者に対し、提出された論文に関連する専門知識に関する試験を口頭で実施し、合わせて立教大学研究活動行動規範の遵守についても確認した。

最終試験においては、論文の内容に関して3名の審査委員から試問がなされ、申請者は本論文の研究内容を踏まえて、それらの試問に対し適切かつ明快に回答した。この点から申請者が本論文の内容全般に対し十全な知見を有することを確認できた。

これらの結果から、本論文が博士論文としての

水準に十分に到達していると審査委員3名全員が認め、最終試験の結果を合格と判定した。

(2) 外国語

立教大学学位規則第9条の適用により免除。

#### 4. 学位授与の可否（意見）

渡邊宏美氏に博士（会計学・立教大学）の学位を授与することを可とする。